

# 労働法セミナー

## 同一労働同一賃金ガイドライン改正等の概要と実務上の留意点

- ◆日時： 2026年9月2日（水） 15:00～17:00  
ZOOMウェビナーによるオンラインセミナー
- ◆主催： 弁護士法人三宅法律事務所
- ◆講師： 弁護士 黒田清行（弁護士法人三宅法律事務所パートナー）  
          弁護士 船坂芳紀（弁護士法人三宅法律事務所パートナー）

2018年6月に成立し、2019年4月より順次施行された働き方改革関連法のうち「同一労働同一賃金」については、パートタイム・有期雇用労働者法及び労働者派遣法において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止等の各規定が整備されるとともに、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」いわゆる同一労働同一賃金ガイドラインが制定されました。その後、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差に関する裁判例が積み重ねられたことも踏まえ、働き方改革関連法の附則で定められた法施行後5年を目途とする見直し規定にしたがい、同一労働同一賃金ガイドラインが改正され、2026年10月1日から施行・適用されることとなります。

本セミナーでは、同一労働同一賃金ガイドライン改正等の概要を解説するとともに、企業が同ガイドライン施行を迎えるにあたって検討すべき実務上の留意点をわかりやすく整理します。

### 時間

### 内容

15:00～  
17:00

- 第1部 同一労働同一賃金ガイドライン改正の概要
- 改正の経緯
  - 改正事項
    - 裁判例を踏まえた記載の見直し
      - 待遇に関する記載
        - 賞与・退職手当
        - 無事故手当
        - 家族手当
        - 住宅手当
        - 病気休職・休暇
        - 夏期冬期休暇
        - 褒章
      - いわゆる「正社員人材確保論」
    - 通常の労働者の待遇引下げによる待遇の相違の解消に係る記載趣旨の明確化
    - パートタイム・有期雇用労働法第8条の「その他の事情」の明確化
    - 無期雇用フルタイム労働者等へのガイドラインの趣旨の波及
    - その他
- 第2部 パートタイム・有期雇用労働法施行規則/雇用管理指針の主な改正事項
- 第3部 実務上の留意点
- 不合理な待遇差の解消
  - 定年後再雇用者の労働条件切り下げの限界
  - 多様な正社員間の待遇差
  - パートタイム・有期雇用労働者に賞与・退職手当を支払う必要があるか

## 講師のプロフィール

**黒田清行 弁護士法人三宅法律事務所** 1993 司法試験合格  
パートナー 1994 関西大学法学部卒業  
経営法曹会議会員(2013～幹事) 1996 弁護士登録(48期)、  
三宅合同法律事務所(現弁護士法人三宅法律事務所)入所  
著作『企業のための労働契約の法律相談』(共著)青林書院(2011)  
『(論説)最近の裁判例にみるパワーハラスメントであるかどうかの判断』経営法曹(2014)  
『ケース別 懲戒処分通知書作成の実務とモデル文例一事前準備・記載のポイントー』(編著)新日本法規出版(2024)

### 船坂芳紀 弁護士法人三宅法律事務所

パートナー 2007 京都大学法学部卒業  
経営法曹会議会員 2009 京都大学法科大学院修了 司法試験合格  
2010 弁護士登録(63期)  
2014 弁護士法人三宅法律事務所入所  
2021 University of Minnesota Law School(LL.M.)修了  
2022 Barnes & Thornburg LLP(シカゴオフィス)にて研修  
ニューヨーク州弁護士登録  
著作『ケース別 懲戒処分通知書作成の実務とモデル文例一事前準備・記載のポイントー』(共著)新日本法規出版(2024)

## お申込みのご案内

弊事務所のホームページ又はこちらのURLよりお申込みください。



**三宅法律事務所 セミナー**

**検索**

(ZoomによるWEBセミナーとなります。)



<https://miyakemail-jp.prm-ssl.jp/20260902seminar.html>



**申込期日 2026年8月28日(金)**

### 【お申し込みの流れ】

(1)お申込み後、セミナー前日までに登録メールが届きますので、ご登録をお願いします。

(2)登録後、セミナー受講URLが届きます。

(3)セミナー当日、(2)の受講URLよりセミナー受講画面にお進みください。

※登録メールはmiyakenews@miyakemail.jpより、受講URLはno-reply@zoom.usからお送りしますので、受信できるよう事前にご準備お願いいたします。

こちらのアドレスは配信専用です。

※セミナーのURLがメールで届きますので、ご視聴予定のデバイスで閲覧可能なメールアドレスでご登録することをお勧めします。

※直前のリマインドメールはございませんので、当日まで保存をお願いいたします。

## お問い合わせ先

**弁護士法人 三宅法律事務所 東京事務所**

TEL. 03-5288-1021 (担当: 井田、松原、堀口)

- ※ 恐れ入りますが、企業内弁護士を除く弁護士、マスコミの方、学生の方のご参加はご遠慮ください。
- ※ お申し込み多数によりご希望に添えない場合もございます。
- ※ ご入力いただく個人情報につきましては、通常連絡・セミナー運営管理のみに利用させていただきます。詳細は弊事務所ホームページ (<http://www.miyake.gr.jp/>) 記載の「プライバシーポリシー」をお読みください。